

## 第7回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 10月8日(水)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
  - 1番 藤城安男
  - 2番 鈴木昭雄
  - 3番 注連野千佳代
  - 4番 長島正人
  - 5番 柴寄正博
  - 6番 倉田一夫
  - 7番 吉田悟
  - 8番 山田一宏
  - 10番 切替絵美
  - 11番 高橋広幸
  - 12番 石渡正明
  - 13番 石川和利
  - 14番 渡邊美代子
  - 15番 笹生篤
  - 16番 泉類岩男
- 5 欠席委員
  - 9番 浦野和幸
- 6 出席事務局職員 4名
  - 平野事務局長
  - 石井副主幹
  - 鈴木主査
  - 尾崎主事
- 7 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和7年度第7次農用地利用集積計画書(案)の承認について
- 8 報告事項
  - (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

## ◎開 会

令和7年度10月8日午後2時00分 開会

○議長（注連野千佳代君） ただいまより、第7回農業委員会総会を開会します。

ただいまの出席委員は、16名中、15名出席ですので、会議は成立します。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。

9番浦野和幸委員。

## ◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

4番長島正人委員、5番柴寄正博委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

## ◎議案第1号 農地法第3条にの規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題とします。

議案第1号整理番号1について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号1について、ご説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

申請内容は、親戚間における贈与による所有権移転です。

総会資料1ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕作されていました。

総会資料2ページから7ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、遠方のため維持管理が困難であり、親戚である譲受人に贈与し、譲受人も要望に応じるとのことです。

譲受人が所有する畑が近隣にあり、申請地についても譲受人が耕作しているとのこと  
です。

農地法第3条許可要件である、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、  
農機具等については、トラクター、耕うん機、フォークリフト、農用車を所有していま  
す。

譲受人は畑作を中心に営農していることから、田については作業委託しているとのこ  
とです。

委託先は総会資料4ページ⑩その他参考となるべき事項に記載しております

農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要  
件を満たしています。

周辺地域との関係につきましては、総会資料6ページに記載されております。

総会資料8ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及  
び現地調査の報告となりますが、本日、9番浦野和幸委員におかれましては、欠席とな  
っております。

浦野委員から、意見及び現地調査の結果について、書面にて報告がありましたので、  
読み上げます。

○議長（注連野千佳代君）

「9番浦野です。

9月24日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は畑で、キャベツが植えられていました。

きれいに耕作されており、特に問題はないと思われます。」

とのことでした。

皆様のご審議をお願いします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号1については、許可と決定します。

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第1号整理番号2を議題としますが、議案第1号整理番号2から議案第1号整理番号5については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号2から整理番号5については関連がありますので、一括して説明いたします。

本件は、一般法人による解除条件付賃借権の設定です。

議案1ページから2ページの整理番号2から整理番号5をご覧ください。

申請内容は、市外の法人が、市内在住の個人4名が所有する農地8筆、合計〇〇〇平方メートルの畑に賃借権を設定し、アスパラガスのハウス栽培をするために新規に就農しようとする案件で、賃借期間は20年となります。

総会資料9ページの位置図をご覧ください。

場所は、蔵波字鎌倉街道です。

現地を確認したところ、現地は耕作されていました。

総会資料10ページから18ページに許可申請書を添付しております。

本件申請者は一般法人ですが、要件を満たせば、農地法第3条の許可を受けることができます。

法人が農業に参入する場合の要件について本日配布しておりますので、その資料をあわせてご覧ください。

要件に沿って説明いたします。

基本的な要件と右下の一般法人をご覧ください。

基本的な要件は、個人と同じく、

1. 農地のすべてを効率的に利用するための営農計画を持っていること。

2. 周辺の農地利用に支障がないこと。

となります。

次に一般法人におけるその他の要件は、

1. 賃貸契約に解除条件が付されていること。

2. 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。

3. 業務執行役員または、重要な使用人が1人以上農業に常時従事すること。

となります。

基本的要件である、農地のすべてを効率的に利用するための営農計画を持っていることについては、総会資料19ページに農地利用計画図、20ページから27ページに、営農計画書、農業経営実施計画書を添付しております。

なお、総会資料15ページ5に借入地がありますが、この土地は〇〇〇の敷地内にあり、〇〇〇からなる5者の共同研究に参加している圃場の面積とのことで、別添のパンフレット等の中に〇〇〇の圃場の写真があります。

個人の新規就農と共通の許可要件である、農地のすべてを効率的に利用する計画を持っていることにつきましては、アスパラガスの〇〇〇8台を導入する予定であり、その他の農機具等につきましては、総会資料16ページの8、及び22ページ④に自己資金と合わせて日本政策金融公庫からの融資を受けながら取得する計画となっています。

なお、本件申請における営農計画、農業経営実施計画書については、融資の関係から、君津農業事務所改良普及課と協議して作成された計画とのことです。

共通事項の2、周辺の農地利用に支障がないことについては、総会資料18ページに記載されております。

一般法人における許可要件については、

1. 賃借契約に解除条件が付されていること、につきましては、申請と合わせて提出された賃借契約書に記されていることを確認しております。

2. 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うことにつきましては、総会資料27ページ⑫集落活動への参加計画がありますが、譲渡人に確認したところ、周辺地域における共同作業等は特にないとのことです。

3. 業務執行役員または、重要な使用人が1人以上農業に常時従事することについては、総会資料15ページ6に代表取締役の従事日数が記載されております。

なお、農業研修の状況についてですが、農作業従事者である〇〇〇氏は〇〇〇としてアスパラガスの栽培と販売指導を務めていたとのことでした。

以上のことから新規参入要件を満たしているものと思われま

す。総会資料28ページから30ページに現地の写真を添付しております。

また、〇〇〇のアスパラガスの〇〇〇や栽培方法、その他の製品等に関するパンフレットを添付しておりますのでご覧ください。

説明は、以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員長に、運営委員会における審議の内容について、報告していただきます。

泉類運営委員長。

○運営委員長（泉類岩男君） 16番泉類です。

9月30日に開催した運営委員会での審議の結果について、ご報告させていただきます。

運営委員会において、新規就農に対する考えや意欲を聞きました。

現地調査では、事務局説明の後、「ハウスを建てる計画だが、整地はどのようにするのか。」との質問に対して、「借用できなかった農地と借りる農地で高さをあわせる、借りられなかった農地の地権者からの承諾を得ている。」とのことでした。

栽培方法について、「アスパラガスはハウス内に地植えするのか。」との質問については、「桝板式高設栽培にて作付けする。」とのことで、「板を貼りアスパラガスを作るための畝を作り、定植箇所以外は防草シートを張る。」とのことでした。

「ハウスはいつ頃建てるのか。」との質問については、「許可後、年末くらいから開始する予定。」とのことでした。

現地調査終了後に農業センターで営農計画等に係る審査を行いました。

本件申請における譲受人は、農地所有適格法人ではないので、権利については、貸借のみ可能で、営農しなければ、貸借を解除するという条件があります。

審査における質疑については、

「なぜ袖ヶ浦市を選定したのか。」

との質問には、

「袖ヶ浦市を選んだ理由は、立地条件が良く、アスパラガスの栽培に適していること。譲渡人の協力が得られたこと。」

との回答がありました。

「会社の所在地は〇〇〇で、〇〇〇から来たのはなぜか。」

との質問には、

「農作業従事者である社員の1人が元〇〇〇職員で、アスパラガスの栽培、販売の指導をしていた。」

との回答がありました。

「アスパラガスの栽培はいつ頃から始めるのか。」

との質問には

「栽培は令和8年の5月頃から始め、収穫は令和9年の2月から3月頃と見込んでい

る。」

との回答がありました。

「生育が上手くいかなかった場合の対応はどうするのか。」

との質問には、

「当初の生育が上手くいかなければ苗を植えかえる。」

との回答がありました。

「会社の設立はいつか。また、アスパラガスの〇〇〇は実際に販売しているのか。」

との質問については、

「会社の設立は〇〇〇年、アスパラガスの栽培については、〇〇〇年頃から始めた。」

「アスパラガスの〇〇〇は販売している。今後も〇〇〇の研究をしながら、アスパラガスの栽培を拡大していきたい。」

との回答がありました。

「その他の〇〇〇についてはどういうものがあるのか。」

との質問については、

「ミニトマトの〇〇〇はオランダで使用されている。」

「国内でもミニトマトの〇〇〇の注文がある。」

との回答がありました。

「会社の収益は〇〇〇の製作・販売で得ているのか。」

との質問については、

「会社の収支については、国からの補助金と投資を受けて得た資金により運営しており、アスパラガスの栽培による収益はまだない。」

との回答がありました。

審査における委員からの質疑には丁寧な対応でした。

営農経営実施計画では、資金については政策金融公庫から支援を受ける予定であるとのこと。

農業経営への意欲も高いことから、委員全員一致で許可すべきものと決定いたしました。

報告は、以上になります。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

アスパラガスは植えてから、3年かかると認識していますが、今回の栽培方法ではどのくらいかかるのでしょうか。

○事務局長（平野弘和君） 事務局の平野です。

農作業従事者である社員の1人が元〇〇〇職員であり、その時の経験から、今回の栽培方法については、種からではなく、苗を植えて育てるため、苗を植えてから2年で収穫する計画とのことです。

○10番（切替絵美君） 10番切替です。

会社の資金についてですが、アスパラガスの栽培による収支は現在無しとのことです  
が、他にどのような収支があるのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

現在の収支についてですが、国のスマート農業にかかる補助金及び投資を受けて得た資金により運営しているとのことです。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

この法人については、アスパラガスの〇〇〇しており、その精度を高めるということも含めて今回の計画をしたとのことです。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

〇〇〇の販売実績はあるのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

1つ1つが高額なため、多数注文があるわけではないが、販売は行っているとのことです。

また、ミニトマトの〇〇〇については、オランダで実績があるとのことです。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

資料22ページの施設等の内容を見ると、借入が多いですが、資金面は問題無いのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

千葉県補助金を活用し、融資、今後のアスパラガスの収穫した際の資金で運営していくとのこと。

また、認定農業者になる予定とのこと、市農林振興課と協議をしているとのこと。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

今回の申請地は、農用地区域内の農地でしょうか。

また、ハウスを建てる際に用途替えが必要なのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

当該地は農用地区域内の農地です。

認定農業者になる予定とのこと、市農林振興課とやり取りも行っていますが、市農林振興課から、用途替えについては伺っておりません。

○議長（注連野千佳代君） 3番注連野です。

運営委員の中で、補足や、付け加えることがある方はいますでしょうか。

○8番（山田一宏君） 8番山田です。

今後の会社の運営に対しては、不安だと感じる部分もありますが、農業事務所と協議もされており、営農意欲もありました。

○7番（吉田悟君） 7番吉田です。

目新しい分野ということもあり、実績について質問をしました。

資金の面等で難しさも感じましたが、若い方達ということもあり、営農意欲を感じたため、賛成しました。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

今後、県の補助金等を活用しきれなかった場合は、返還等発生するのでしょうか。

○事務局長（平野弘和君） 事務局の平野です。

補助金の条件に返還等の要件があれば、返還が発生する可能性はあると思います。

○11番（高橋広幸君） 11番高橋です。

就農への入り口を閉ざすことは良くないと思います。

今後、補助金などを活用していただき、進めていってもらえればと思います。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号2から議案第1号整理番号5について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号2から議案第1号整理番号5については、許可と決定します。

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第1号整理番号6について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号6についてご説明いたします。

申請内容は、市内の個人が、市内在住の個人が所有する農地2筆を売買により取得し、果樹、露地野菜を栽培して販売しようとする案件です。

総会31ページの位置図をご覧ください。

これまで、申請地は譲渡人の母が耕作しておりましたが、母が亡くなり、譲渡人本人も健康上の理由から耕作できなくなったため、現在は、申請地西側隣接地に居住する譲受人が管理、耕作しているとのことで、譲受人は、〇〇〇にぶどう棚を作ってシャインマスカットや巨峰といった果樹を栽培して販売しているとのことです。

個人が農業に参入する場合の要件を配布しておりますので、要件に沿って説明いたします。

1. すべての農地を効率的に利用すること、機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っているかについては、総会資料37ページに土地利用計画図、38ページから45ページの営農計画、農業経営実施計画書をご覧いただき、確認してください。

農機具等につきましては、33ページ8に記載されています。

2. 必要な農作業に常時従事することについては、基準である150日以上従事する計画となっています。

3. 周辺の農地利用に支障がないことについては、総会資料36ページに、集落活動への参加計画等については、45ページ⑫に記載されています。

以上のことから新規参入要件を満たしているものと思われま

す。総会資料46ページに現地の写真を添付しております。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員長に、運営委員会における審議の内容について、報告していただきます。

泉類運営委員長。

○運営委員長（泉類岩男君） 16番泉類です。

9月30日に開催した運営委員会での審議の結果について、ご報告させていただきます。

運営委員会において、新規就農に対する考えや意欲を聞きました。

現地調査では、申請地にかかる事務局説明の後、耕作状況を確認いたしました。

畑はきれいに耕作されており、いつから耕作しているのかとの質問がありました。

以前より農地の一部を借りて耕作していましたが、譲渡人の母が昨年亡くなり、それからは自らが耕作しているとのことでした。

審査会では、作物を出荷したことはあるのかとの質問があり、〇〇〇で巨峰、シャインマスカットを栽培しており、以前から申請地の一部を利用させていただいていた野菜と一緒に〇〇〇へ出荷しているとのこと、今後も申請地で栽培した果実、野菜を出荷していきたいとの回答がありました。

自宅に隣接した畑であり、農作業をするには、とても良い条件であること、譲渡人より引き継いでからもきれいに耕作していることなど、営農意欲もあると認められることから、審査の結果、委員全員一致で許可すべきものと決定いたしました。

報告は、以上になります。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号6について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号6については、許可と決定します。

○議長（注連野千佳代君）

次に、議案第1号整理番号7について事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第1号整理番号7について、ご説明いたします。

議案の3ページをご覧ください。

申請内容は、親戚間における贈与による所有権移転です。

総会資料47ページの位置図をご覧ください。

現地を確認したところ、現地は耕作されていましたが、北側の畦畔が取り除かれていたので確認をしたところ、許可となったら復元するとのことでした。

総会資料48ページから53ページに許可申請書、営農計画書を添付しております。

譲渡人においては、健康上の理由から維持管理が困難であり、親戚である譲受人に贈与し、譲受人も要望に応じるとのことです。

農地法第3条許可要件である、

1. 全部効率利用要件につきましては、非耕作地はなく、農機具等については、トラクター、稲刈り機、を所有しております。

記載は有りませんが農用車を所有しているとのことでした。

譲受人は畑作を中心に営農していることから、田については作業委託しており、水回りと草刈りをしているとのことです。

委託先は総会資料50ページ10その他参考となるべき事項に記載しております

2. 農作業常時従事日数につきましては、基準の150日以上従事していることから、要件を満たしています。

3. 周辺地域との関係につきましては、総会資料52ページに記載されております。

総会資料54ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です、ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見、及び現地調査の報告を求めます。

5番柴寄正博委員。

○5番（柴寄正博君） 5番柴寄です。

9月24日、事務局職員と現地を確認いたしました。

申請地は田で耕作されておりました。

譲受人の方に、引き続き耕作をして遊休農地にならないようしていただきたいと思っております。

特に問題はないと思われまます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 報告が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

○8番（山田一宏君） 8番山田です。

北側の畦畔が無いとのことですが、隣接地と併せて耕作していたということでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

前耕作者が、畦畔を取り除いて耕作をしていたとのこと。

許可後は、畦畔を復元するとのこと。

○議長（注連野千佳代君） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

議案第1号整理番号7について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第1号整理番号7については、許可と決定します。

## ◎議案第2号 令和7年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第2号令和7年度第7次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題としますが、議案第2号につきましては、委員本人に関わる案件がありますので、農業委員会に関する法律第31条の規定により、議事参与できませんので、審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

8番山田一宏委員。

〔8番山田一宏委員の退席を確認する〕

議案第2号について、事務局に説明を求めます。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局の鈴木です。

議案第2号の令和7年度第7次農用地利用集等促進画書（案）についてご説明いたします。

議案第2号は別冊となっております。

本件は、令和7年9月22日付けで、袖ヶ浦市長より農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農業委員会総会に付議し、計画（案）に対する農業委員会の意見を求めるものです。

計画書（案）51ページから52ページをご覧ください。

今回の計画は、個人3名、法人2社が農地中間管理機構を通して農地を借り受けるものです。

各筆明細整理番号28、29は設定する権利の種類については、「賃借権」で、契約期間は10年、31は、「使用貸借権」で契約期間は10年となります。

この3件は農用地利用集積計画により、利用権設定していたもので、利用権設定による貸借期限が28、31は12月に、29は10月に終了となるので、農地中間管理機構を通じた貸借権の再設定となります。

15の1から32、16の1から8は、〇〇〇地区における土地改良事業区域内の農地であり、10年前に農地中間管理機構で貸借契約したもので、今年12月に10年の契約の終期を迎えるため、再度農地中間管理機構を通して賃借権を再設定するものです。

52ページの15の1'から2'、16'については、〇〇〇地区における土地改良事業により換地が行われた後、来年、新たな地番で登記が行われる予定とのこと。

新たな地番で登記をするには、統合される旧地番の貸借契約終期が同日である必要があるため、一部の土地の契約終期を変更するものです。

51ページ15の8'は地域計画区域外であることから、今回の計画案において、合わせて整理することです。

説明は以上です。ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けします。

討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

本案件は、農業委員会として、この計画に意見がある場合は、その意見を市長に対して報告することとなります。

農業委員会として、意見はございませんか。

〔意見なし〕

○議長（注連野千佳代君） 意見はないようですので、採決します。

議案第2号について、原案のとおりとし、意見なしと決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって議案第2号については、原案のとおりとし、意見なしで報告いたします。

〔8番山田一宏委員の着席を確認する〕

### ◎報告事項 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出関係

○議長（注連野千佳代君） 次に日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

○事務局（尾崎祐統君） 事務局の尾崎です。

袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理した案件について報告いたします。

議案4ページ、5ページをご覧ください。

今回報告する案件は、令和7年8月1日から8月31日までに専決処理した案件となります。

協議報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出は4件でございます。

報告は、以上でございます。

### ◎その他

○議長（注連野千佳代君） その他、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、第7回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

◎閉 会 令和7年度10月8日午後3時30分 閉会